

菊池市最低制限価格事務取扱要領

平成 21 年 8 月 19 日

告示第 68 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、菊池市が発注する建設工事の入札について過度な低価格による受注を防止するため、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 10 第 2 項及び第 167 条の 13 の規定により、最低制限価格の基準を設定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象業種)

第 2 条 菊池市最低制限価格制度の対象とする業種は、競争入札に付する建設工事について適用する。

(対象金額)

第 3 条 対象金額は、予定価格が 130 万円以上の建設工事(以下「対象工事」という。)とする。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、この限りでない。

(基準価格の設定)

第 4 条 対象工事には、最低制限価格の基準となる価格(以下「基準価格」という。)を設けるものとする。

2 対象工事に係る基準価格は、次に掲げる額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を合計した額とする。ただし、その額が工事価格(予算価格の算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の額を合計した額をいう。以下同じ。)に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては工事価格に 10 分の 9.2 を、工事価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては工事価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

(1) 予定価格の算出の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

(2) 予定価格の算出の基礎となった共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(3) 予定価格の算出の基礎となった現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(4) 予定価格の算出の基礎となった一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

3 前項ただし書の規定により算出した基準価格に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、基準価格を工事価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額から 10 分の 9.2 を乗じて得た額までの範囲内において定めるものとする。

(入札参加者への周知)

第 5 条 市長は、最低制限価格を設けるときは、入札参加者に対し、公告、指名通知等によりその旨を周知するものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第 6 条 最低制限価格は、開札の直前に設けるものとし、その額は、基準価格に 1.00000 から 1.01000 までの範囲内において無作為に抽出する係数を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の係数の抽出は、電子入札案件(菊池市会計規則(平成 17 年規則 50 号)第

2 条第 1 項第 14 号に規定する電子入札案件を言う。以下同じ) にあつては電子入札システム(同条第 13 号に規定する電子入札システムをいう。)により電子入札案件以外の契約案件にあつては開札の場所において電子計算機を用いて行うものとする。

(最低制限価格を下回る価格の入札が行われた場合の措置)

第 7 条 市長は、最低制限価格を下回る価格の入札が行われた場合は、令第 167 条の 10 第 2 項の規定により、当該入札をした者を落札者とし、競争入札に参加する者に対してその旨を明らかにするものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、その者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。最低価格入札者の入札価格が最低制限価格以上の場合は、当該入札者を落札者とする。ただし、条件付一般競争入札において事後審査を必要としている案件については、落札候補者として事後審査を行い、その要件を満たした場合に落札者とする。

3 前項により、落札候補者が事後審査により失格となった場合は、次順位者の事後審査を行い、要件を満たした場合に落札者とする。

(最低制限価格の公表)

第 8 条 最低制限価格及び基準価格の公表は、対象工事の競争入札において落札者があるときに限り、行うものとする。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、平成 21 年 8 月 19 日以後に通知(公告)する建設工事から適用する。

附 則(平成 27 年告示第 23 号)

この要領は、平成 27 年 3 月 5 日から施行する。

附 則(平成 27 年告示第 50 号)

この要領は、平成 27 年 6 月 16 日から施行し、平成 27 年 6 月 16 日以降に通知(公告)する入札から適用する。

附 則(平成 28 年告示第 123 号)

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、平成 28 年 7 月 1 日以降に通知(公告)する入札から適用する。

附 則(平成 29 年告示第 95 号)

この要領は、平成 29 年 7 月 1 日から施行し、平成 29 年 7 月 1 日以降に通知(公告)する入札から適用する。

附 則(令和元年告示第 12 号)

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行し、改正後の菊池市最低制限価格事務取扱要領の規定は、令和元年 7 月 1 日以後に公告又は通知する入札から適用する。